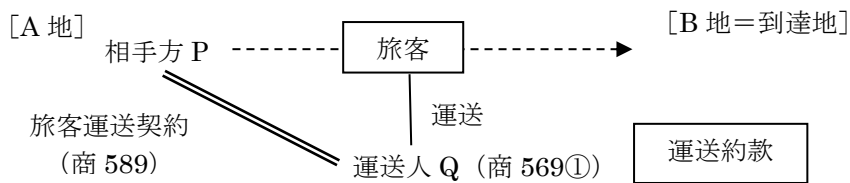


## 13.旅客運送、倉庫営業、場屋営業

### 13-1.旅客運送

#### (1)旅客運送契約



商 589「運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」

物品運送との違い

\*乗車券の法的性質 [テキスト 2 編 6 章 3 節六]

#### (2)旅客に関する責任 (商 590)

商 590

- ・「旅客が運送のために受けた損害」→賠償責任
- ・「運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したとき」→このかぎりでない

**事例 13-a** 旅客に関する責任

P（3歳）は、祖父に伴われて、Q 電鉄の旅客として A 駅のプラットフォームで電車を待っていた。P は白線の内側 20 センチの場所に立っていたが、特急列車が同駅を通過する際に起こした強風に巻き込まれ、頭からホームに転倒して受傷し、死亡した。

大阪高判昭 59・3・29 判時 1116-71

（駅にはマイク放送の設備なし、通過する列車が警笛を鳴らすだけ⇔祖父の不注意）

(3) 運送人の責任を免除・軽減する特約の禁止（商 591）

旅客の生命・身体の侵害による運送人の賠償責任を免除・軽減する特約

[1] 運送の遅延を主な原因とするもの（商 591 I 括弧）

[2] 災害が発生したまたはその恐れがある場合に運送を行うとき（商 591 II ①）

[3] 運送に伴い通常生ずる振動等によって生命・身体に重大な危険がおよぶおそれがある者の運送を行うとき（商 591 II ②）

(4) 手荷物に関する責任

・ 引渡しを受けた手荷物（商 592）

・ 引渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む）（商 593）

## 13-2. 倉庫営業

### (1) 倉庫業者 (商 599)

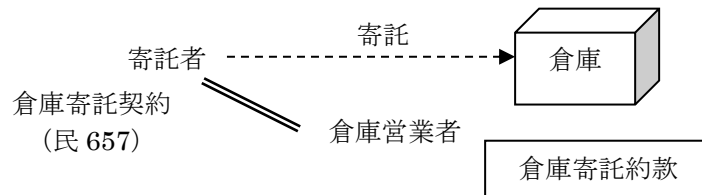
いろいろな倉庫：水面倉庫（貯木場）、野積倉庫、サイロ

行政規制（倉庫業法）

事業の許可、約款の届出制、標準約款、倉庫保管料規制、火災保険付保義務等

\* トランクルームサービス

### (2) 倉庫寄託契約



寄託物の返還の制限（商 612）：6 か月 ⇔ やむを得ない事由があるとき

・ 約款：3 か月の保管期間

・ 寄託者の側からの返還請求（民 662 I）

受寄者の注意義務（商 595）→適切な保管方法、盗難予防、防火、防虫 etc.

再寄託（民 658Ⅱ）

\*倉庫業者のその他の権利・義務 [テキスト 2 編 9 章 4 節二・三・5 節・6 節]

(3)倉庫業者の責任（商 610）

商 610

- ・「寄託物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない」

免責規定（故意・重過失のみ責任）

火災保険付保

\*トランクルームサービスの場合

責任の消滅（商 616）・短期消滅時効（商 617）

### 13-3.場屋営業

#### (1)場屋営業者（商 596 I）

場屋＝旅館（ホテル）、飲食店、浴場（以上、商 596 I）、劇場、理髪店等

#### 行政規制

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、食品衛生法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、興行場法、旅館業法、公衆浴場法等々

#### (2)場屋営業者の責任

##### (a)客から寄託を受けた物品（商 596 I）——レセプトウム責任

→不可抗力（事業の外部から発生した出来事で、通常必要と認められる予防方法を尽くしても防止できないもの）によるものであったことを証明しなければ責任を免れず

##### (b)客が寄託せず場屋の中に携帯した物品（商 596 II）

→「場屋営業者が注意を怠ったことによって滅失し、又は損傷したとき」

「客」＝場屋設備利用者

「寄託」の有無（先に席を確保するように言われて荷物をテーブルに置いたら？）

高価品の特則（商 597）・短期消滅時効（商 598）

### (3)免責約款

商 596Ⅲ「客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても」

#### **事例 13-b** 場屋営業の免責約款

宝石商 X は、Y ホテルに宿泊した。X は、ホテルのフロントでチェックインする際に、宝石が多数入ったバッグを客室まで運んでもらうためにベルボーイに預けた。ところが、ベルボーイがこのバッグを客室まで運ぶ途中、一時目を離れた間に、バッグが何者かに盗まれた。X は、Y の使用者責任（民 715 条）を追及した。これに対して Y は、次の約款規定を根拠に、15 万円までしか責任を負わないと主張した。

「宿泊客が、当ホテル内にお持ちこみになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。」

#### **最判平 15・2・28 判時 1829-151**

「本件特則は、宿泊客が、本件ホテルに持ち込みフロントに預けなかった物品、現金及び貴重品について、ホテル側にその種類及び価額の明告をしなかった場合には、ホテル側が物品等の種類及び価額に応じた注意を払うことを期待するのが酷であり、かつ、時として損害賠償額が巨額に上ることがあり得ることなどを考慮して設けられたものと解される。このような本件特則の趣旨にかんがみても、ホテル側に故意又は重大な過失がある場合に、本件特則により、……損害賠償義務の範囲が制限されるとすることは、著しく衡平を害するものであって、当事者の通常の意味に合致しないというべきである。したがって、本件特則は、ホテル側に故意又は重大な過失がある場合には適用されないと解するのが相当である。」